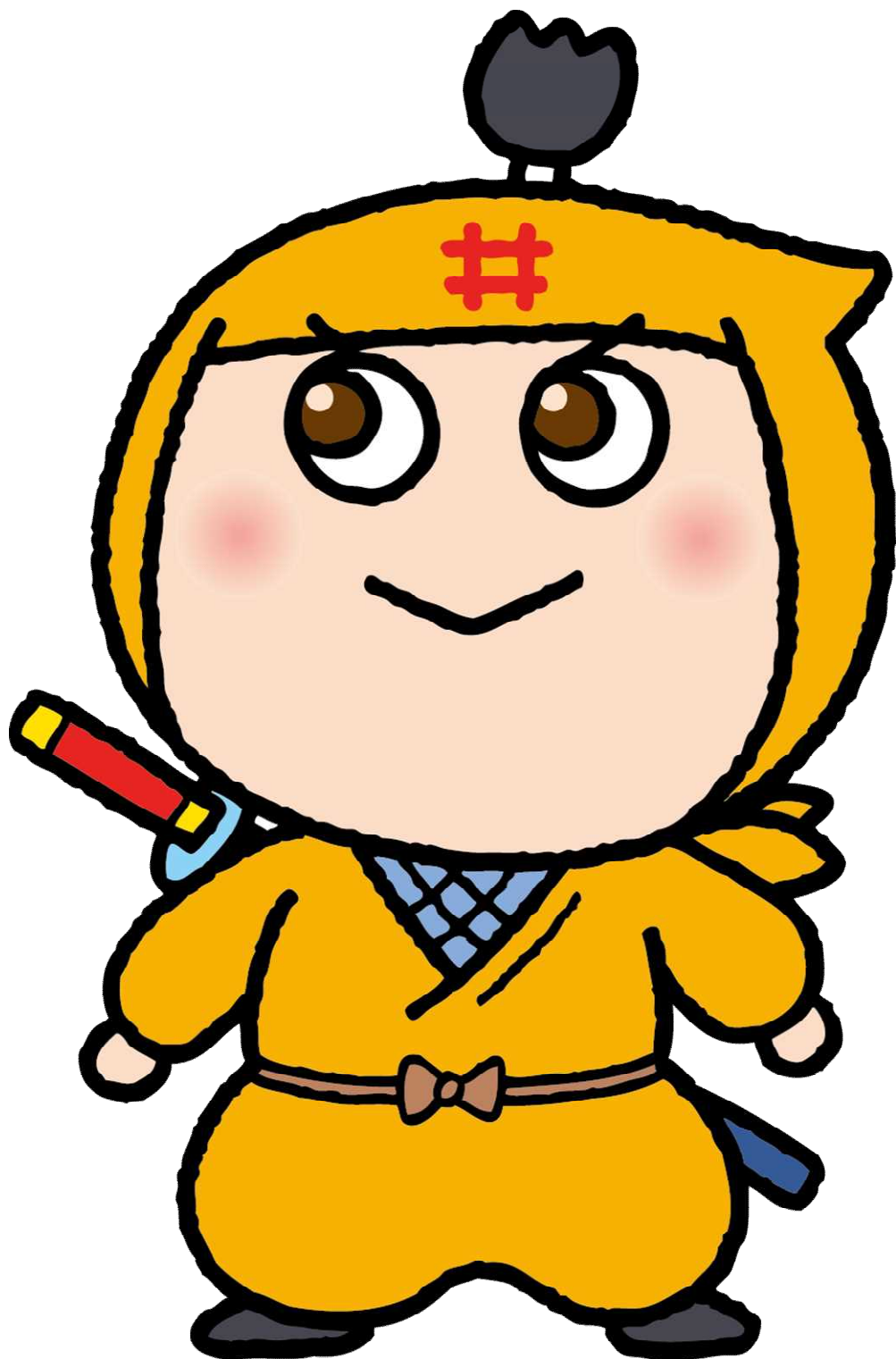


いいのすけデザインマニュアル
IINOSUKE DESIGN MANUAL



目次

はじめに	1
基本事項	1
いいのすけイラスト	2
単色での使用	4
部分的な使用	4
一部分の省略	5
他の図形等との組み合わせ	6
シルエットによる使用	6
吹き出し、セリフ等の使用	7
使用禁止例	8

はじめに

「いいのすけ」は、史跡散策アプリ『彦根ほんもの歴史なぞとき』で「ひこにゃん」の案内役として登場したキャラクターです。

このマニュアルは、「いいのすけ」が広く皆様に親しまれ、愛されるよう、また、その活躍が彦根市の知名度と好感度を高め、さらなるまちの活性化につながるようにするため、「いいのすけ」のイラストの使用基準を定めたものです。

皆様の積極的なご活用をお願い申し上げます。

基本事項

- ① 「いいのすけ」に関する著作権・商標権は、彦根市に帰属します。そのため、「いいのすけ」のイラストを使用する場合は、必ず事前に申請を行い、彦根市の許諾を受けてください。
 - ② 「いいのすけ」のイラストは、このマニュアルに従って正しく使用してください。このマニュアルに示すもののほか、「いいのすけ」のイラストを変形したり、改変して使用することはできません。
 - ③ 「いいのすけ」を使用する物件の完成見本を、申請時に彦根市に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真等確認できるものを提出してください。
 - ④ 「いいのすけ」のイラストは、商品として営利目的に使用する場合でも、無償で使用していただけます。
-

いいのすけイラスト

ご使用いただける「いいのすけ」のイラストは、次のとおりです。

イラスト - 1



イラスト - 2



イラスト - 3



イラスト - 4



イラスト - 5



イラスト - 6



イラスト - 7



イラスト - 8



イラスト - 9

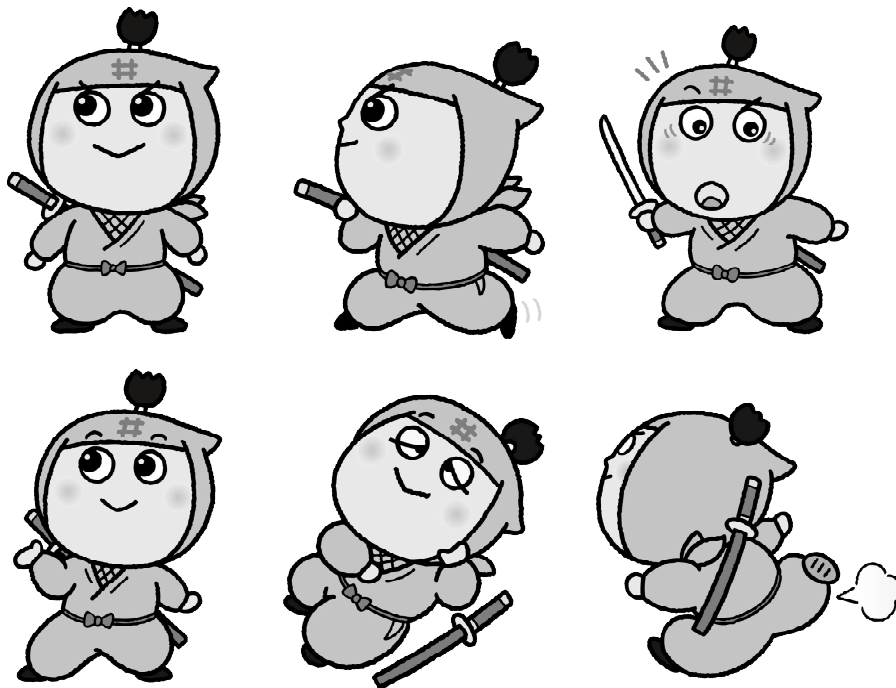


イラスト - 10



単色での使用

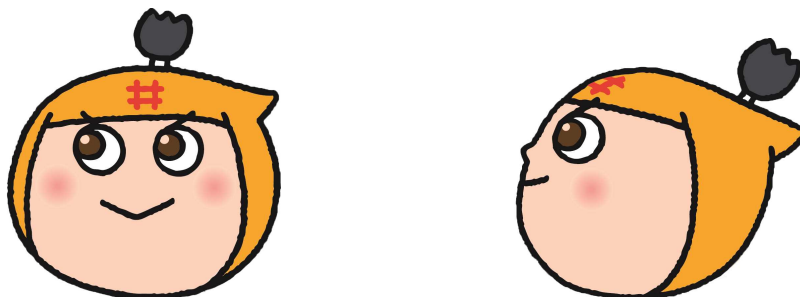
「いいのすけ」のイラストは、次のとおり、単色(白黒)での使用をすることができます。



部分的な使用

「いいのすけ」のイラストは、以下に示す例のとおり、図形の部分的な使用をすることができます。

- 部分的な使用の例
 - ・顔の部分だけを使用する場合

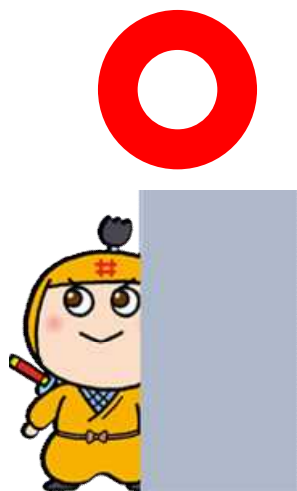


一部分の省略

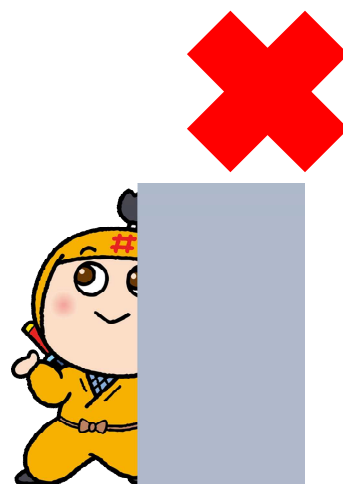
「いいのすけ」は、以下に示す例のとおり、イラストの一部分を省略して使用することができます。

○一部分の省略の例

- ・他の図形との重なりにより、図形の一部が隠れる場合

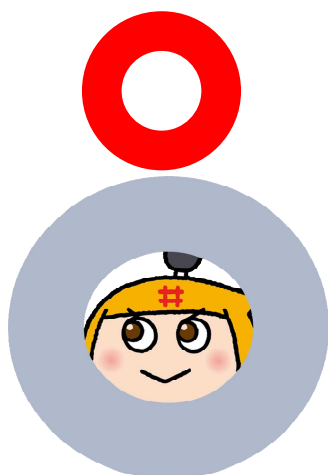


OK



黒目が隠れる場合は不可

- ・図形の全体が入りきらず、図形の一部が見切れる場合
(顔のパーツが見切れない場合に限ります。)



OK



黒目が隠れるものは不可

他の図形等との組み合わせ

「いいのすけ」のイラストは、以下に示す例のとおり、他の図形や文字などと組み合わせることができます。

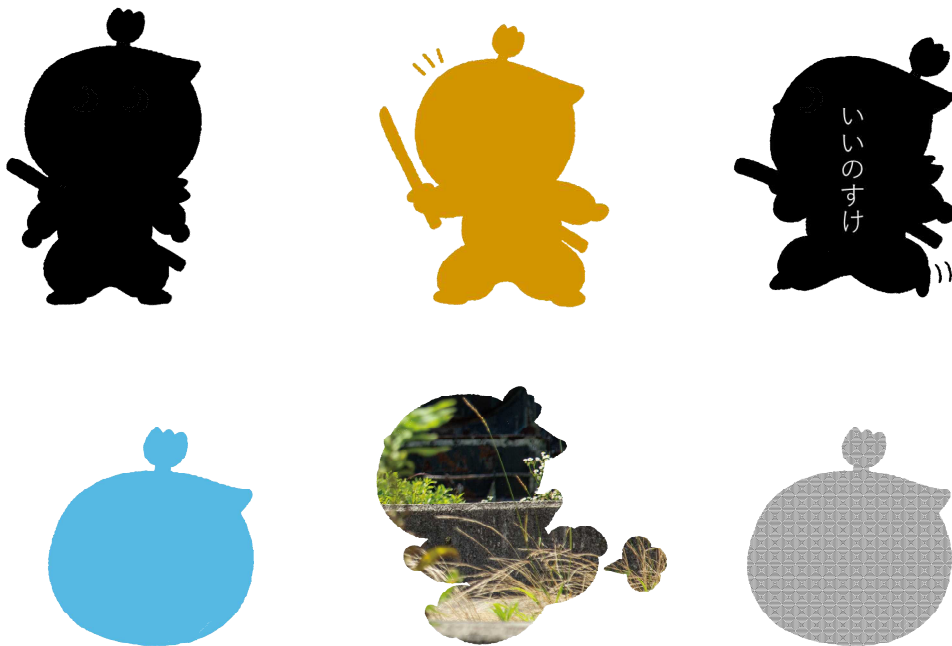
○他の図形等との組み合わせの例



シルエットによる使用

「いいのすけ」のイラストは、次のとおりシルエットによる使用をすることができます。
また、シルエットタイプについては、下記に示す例のとおり、着色したり、他の図形、模様、文字などと組み合わせることができます。

シルエットタイプの例



吹き出し、セリフ等の使用

「いいのすけ」のイラストには、吹き出し、セリフ等を添えて使用することができます。

ただし、イラストに沿える吹き出し、セリフ等については、いいのすけのイメージ付けに繋がるものであることから、次のルールに沿ったものに限ることとし、具体的な内容については、個別に彦根市が審査を行うものとします。

- ①一人称は、「拙者」とすること。
- ②語尾は、「ござる」とすること。
「～でござる。」・「～でござるなあ。」「～でござるよ。」など
- ③その他忍者らしい言葉づかいとすること。
「～殿」「お主」など

※ 吹き出し、セリフ等を使用するに当たっては、「いいのすけ」公式X(旧 Twitter)を参考にしてください。

使用禁止例

次のような使用は、禁止します。

- × 「いいのすけ」のイラストのたて・よこ比率を変えているもの
- × 指定色以外を使うなど「いいのすけ」のイラストの色を変えているもの
- × 立体物でその表現が「いいのすけ」の立体物と認められないもの

なお、部分的な使用、一部分の省略および他の図形等との組み合わせによる場合も含め、「いいのすけ」のイメージを損なうおそれや、特定の商品や企業のキャラクターと誤認されるなど彦根市が意図しない「いいのすけ」のイメージ付けにつながるおそれがあると彦根市が認める場合には、上記に該当しない場合であっても「いいのすけ」の使用をお断りする場合があります。

このマニュアルに定めているもののほか、「いいのすけ」の使用に関してご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

彦根市 エンタテインメント課 ひこにゃんブランド推進室

TEL 0749-30-6153 FAX 0749-24-9676
E-mail hikonyan@ma.city.hikone.shiga.jp

令和6年5月改定版